

# 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわき会(以下「この法人」という。)の定款第8条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員への報酬の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(評議員への報酬の支給)

第4条 評議員に対しては、定款第8条第1項に定めるとおり、報酬を支給しないものとする。

(報酬の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1)報酬 別表第1に定める額。
  - (2)賞与 支給しない。
  - (3)退職慰労金 支給しない。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2及び第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬は、毎月15日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

2 非常勤の役員に対する報酬は、業務にあたった都度に支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人名義の金融機関(法人指定)の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が出張する場合は、社会福祉法人いわき会の定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。評議員も役員に準ずる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より改訂して実施する。

この規程は、平成 29 年 6 月 10 日より改訂して実施する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 650,000 円以内
常務理事	月額 450,000 円以内
理事	月額 250,000 円以内

別表第2(非常勤の役員等の報酬)

役員、評議員

	報酬の額
理事会・評議員会等会議への出席	支給しない
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1,250 円/時間 但し、評議員には支給しない。

別表第3(監事監査時の監事の報酬)

名称	報酬	実費弁償費
監事監査	20,000 円	交通費の実費